

令和3年分確定申告のお知らせ

令和3年分所得税の確定申告について

自宅等からのe-Tax申告のお願い!

申告書の作成・送信は
国税庁ホームページから



確定申告



確定申告書等作成コーナーなら
自宅でいつでも申告♪

令和3年分の確定申告では、感染症対策の観点を踏まえ、マイナンバーカードを利用したり、税務署が発行するID・パスワードを利用し、自宅からご自身のスマホやパソコンによりe-Taxで申告していただくようお願いいたします!

申告相談の体制について

開設期間(土日祝日を除く)	申告相談会場	開設時間	受付方法
1月17日(月)~2月9日(水)	津島税務署	午前9時~午後5時	入場整理券方式
2月10日(木)~3月15日(火)	津島市文化会館		

- 「入場整理券」は、各会場での当日配布、またはLINEアプリを使ったオンラインでの事前発行の2通りで配布されます。

なお、1月14日(金)までは、電話による事前予約により相談をお受けします。

- 入場整理券の配布状況によっては受付を早めに終了する場合があります。
 - 土日・祝日は開設していませんが、2月20・27日(日)に限り開設します。
- 何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

●新型コロナウイルス感染症の感染防止策について

- 入場の際に、検温を実施します。37.5度以上の発熱が認められる場合は入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、来場を控えていただくようお願いいたします。
- ご来場の際はマスクを着用していただき、入口等で手指アルコール消毒液をご利用いただくようお願いいたします。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

問合せ先

- 津島税務署 ☎0567(26)2161
電話は自動音声により案内していますので、音声案内に従い「2」を選択してください。
- 国税庁ホームページ 🌐<https://www.nta.go.jp>

郵送先 〒496-8720 津島市良王町2の31の1 津島税務署

■役場での申告相談について

役場でも臨時に申告相談会場を開設します。

- とき** 2月16日(水)~3月15日(火)※土日・祝日を除く
午前8時45分~午後4時30分(正午~午後1時を除く)
※受付時間は午前8時30分~(入場整理票配布)

ところ 役場 3階 大会議室

●新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、来場される皆さんの安全に配慮し、申告会場では次の新型コロナウイルス感染症対策を講じますのでご理解、ご協力ください。

- 会場内でのマスクの着用
- 手指の消毒
 - ・会場入口に消毒液を設置しますので、ご利用ください。
- 検温
 - ・会場入場の際、検温を実施します。検温にご協力いただけない方および検温の結果37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

○入場整理票の配布

- ・午前8時30分から 役場3階 大会議室 申告会場前にて配布します。
※時間前の「入場整理票」の配布および会場内への入室はできませんので、ご了承ください。

○入場制限による3密の防止

- ・入場整理票記載の時間帯ごとに入場を制限し、相談の受付をさせていただきます。
- ※例年、申告期間開始直後や午前中の相談時間開始直後は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、入場整理票に記載された時間帯以外は、会場でお待ちいただくことができませんので、ご了承ください。また、来場の際は、できる限り少人数でお越しください。

●次の方の申告相談は役場では受付できませんので、税務署申告会場(津島市文化会館 申告会場)へお出掛けください。

- ・個人事業者などで青色申告の方、白色収支内訳書が未作成の方、または作成の相談をされる方
 - ・分離譲渡所得(株式に係る譲渡所得含む)のある方
 - ・令和3年1月1日から12月31日までに住宅を取得し、住宅借入金等特別税額控除などの申告をされる方、住宅耐震改修特別税額控除、住宅特定改修特別税額控除、認定住宅新築等特別税額控除の申告をされる方
 - ・過年分の申告をされる方
- なお、確定申告をする必要がない方で町県民税の申告をされる方は、3月15日(火)までに町県民税の申告書を提出してください。

問合せ先 役場 税務課 内線175・176

